

静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、聴覚障害者が、社会の構成員として地域の中で生活を送れるよう、また、自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第2項の規定に基づき、コミュニケーション支援事業の一部を静岡県（以下「県」という）において実施し、もって聴覚障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 聴覚障害者 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者をいう。
- (2) 聴覚障害者団体 聴覚障害者をその主たる構成員とし、かつ、非営利活動を目的とした団体のうち、法人又は権利なき社団の形態を有している任意団体をいう。
- (3) 手話通訳者 社団法人静岡県聴覚障害者協会が実施する手話通訳者登録試験合格者、又は、これと同程度以上の能力を有すると認められる者で、健康福祉センターの「静岡県手話通訳者派遣事業登録者台帳」に登録されている者。
- (4) コミュニケーション支援事業 地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める聴覚障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ることを目的として、市町が実施する手話通訳者等の派遣事業。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は県とする。

2 別途締結する静岡県手話通訳者派遣事業に係る業務委託契約により当該契約の相手先（以下「受託者」という。）に委託する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第12による手話通訳者派遣手当等の支給
- (2) 第11の(3)による障害福祉室長への事業実施状況の報告
- (3) 第13による運営委員会の運営

(県及び受託者の責務)

第4条 県及び受託者は、この事業を実施するにあたって市町、民生委員、身体障害者相談員及び関係団体等の理解と協力が得られるよう配慮するものとする。

2 県は、手話通訳者の資質向上に配慮するとともに、健康管理に留意するものとする。

(手話通訳者の登録と取消し)

第5条 社団法人静岡県聴覚障害者協会が実施する手話通訳者登録試験合格者、又は、これと同程度以上の能力を有すると認められる者で、手話通訳者派遣事業による派遣要請に応じることができる者は、社団法人静岡県聴覚障害者協会及び静岡県手話通訳問題研究会からの推薦書を添え、住所を有する市町を所管する健康福祉センターの長（以下「健康福祉センター所長」という。）あて「手話通訳者登録申込書」（様式第1号）及び「手話通訳者調書」（以下「調書」という。）（様式第2号）を提出する。

2 前項の提出を受けた健康福祉センター所長は登録者としての適否を審査し、登録者とする場合は「手話通訳者派遣事業登録者台帳」（以下「台帳」という。）（様式第3号）に登載するとともに登録者に対し「身分証明書」（様式第4号）を交付する。

3 手話通訳者は、交付された「身分証明書」を毀損又は紛失・盗難した場合には、直ちに健康福祉センター所長あて「手話通訳者身分証明書毀損・紛失・盗難届兼再交付申請書」（様式5号）を提出しなければならない。

4 健康福祉センター所長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、手話通訳者の登録を取り消すことができる。この場合には、手話通訳者はすみやかに、身分証明書を返納しなければならない。

(1) 手話通訳者から、「手話通訳者辞退届」（様式第6号）の提出があった場合。

(2) 第6条に違反した場合

(2) その他、派遣要請に応じることができないと健康福祉センター所長が認めた場合。

5 健康福祉センター所長は、台帳に変更があった場合には、その旨を障害福祉室長及び受託者に報告するものとする。

6 手話通訳者は、毎年4月1日の現況を調書により、その年の4月30日までに健康福祉センター所長あて提出するものとする。なお、年度の途中に登録事項に変更があった場合には、変更後の内容を記載した調書を速やかに健康福祉センター所長あて提出するものとする。

(手話通訳者の責務)

第6条 手話通訳者は、この業務を行うにあたっては聴覚障害者等の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、信条などによって差別的な取扱いをしてはならない。

(派遣の対象)

第7条 県知事は、次に掲げる場合において、聴覚障害者又は聴覚障害者とコミュニケーションを図る必要のある者（以下「事業対象者」）が、他の情報保障の手法がなく円滑な意思の疎通を図る上で支障があることを認めるときに、予算の範囲内で手話通訳者を派遣する。

- (1) 県内の聴覚障害者団体が主催又は共催する広域的な行事（県内全域から聴覚障害者の参加が見込まれるものを原則とし、少なくとも一の市町の範囲かつ、一の障害保健福祉圏域を超える地域から聴覚障害者の参加が見込まれるものをいう。以下同じ）
- (2) その他障害福祉室長が特に必要と認める場合

(派遣の申込み)

第8条 事業対象者が手話通訳者の派遣を要請する場合は、あらかじめ「手話通訳者派遣申込書」（様式第7号）を障害福祉室長あて提出する。

(派遣の決定及び却下)

第9条 障害福祉室長は、前条の申請を受けたときは内容を審査し、派遣の可否を決定し、申込者に対して「手話通訳者派遣決定（却下）通知書」（様式第8号）により通知する。

2 障害福祉室が手話通訳者の派遣を必要と認めたときは、広域的な行事が開催される市町を所管する健康福祉センター所長が、派遣手話通訳者の選定と調整を行ない、障害福祉室長は派遣する手話通訳者に対して「手話通訳者派遣依頼書」（様式第9号）により通知する。

なお、派遣手話通訳者の選定にあたっては、1人の手話通訳者が継続して通訳する時間は、講演会などの場合は30分以内、それ以外の場合は1時間以内となるよう派遣手話通訳者の人数を調整する。おって、待合せの時間から通訳業務を終了するまでの時間（以下「派遣時間」という。）が3時間を超過しないよう留意する。

(申込者の負担)

第10条 手話通訳者の派遣に係る申込者の費用負担は、無料とする。

(報告書の提出)

第 11 条 手話通訳者は、その活動状況を「手話通訳者活動日誌（報告書）」（様式第 10 号）に記録し、速やかに健康福祉センター所長に報告する。

2 健康福祉センター所長は、事業の実施状況を「手話通訳者派遣事業実施状況報告書」（様式第 11 号）により取りまとめ、翌月の 20 日までに受託者に提出する。

3 受託者は、前項により健康福祉センター所長から報告された事業の実施状況をとりまとめ、次により障害福祉室長に報告する。

「手話通訳者派遣事業実施状況報告」（様式第 12 号）

4 月 1 日から 9 月 30 日までの活動状況 10 月 30 日までに

10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの活動状況 翌年 4 月 30 日までに

（派遣手当等の支給）

第 12 条 受託者は、各手話通訳者に対し、派遣実績に応じて、次に定める積算方法により派遣手当等を支給する。

(1) 派遣時間に対して 1 時間当たり 3,180 円を派遣手当として支給する。

(2) 1 件当たりの派遣時間が 1 時間に満たない場合、当該派遣の派遣時間については 1 時間とみなして派遣手当を支給する。

(3) 派遣時間のうち、午後 10 時から翌日午前 5 時（以下「深夜」という。）に該当するものには、深夜 1 時間につき派遣手当の 100 分の 50 を乗じて得た額を割増手当として支給する。

(4) 自宅から派遣先までの移動に要した交通費等は静岡県職員の旅費に関する条例（昭和 31 年条例第 48 号）の例により得た額を支給する。

(5) 自宅から派遣先までの移動時間（以下「移動時間」という。）に往復 1 時間以上を要した場合には、移動時間 1 時間につき派遣手当の 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額を支給する。

（運営委員会の設置）

第 13 条 受託者は、本事業の実施に当り、聴覚障害者、手話通訳者等関係者で構成する運営委員会を設置し、本事業の効果的な推進を図る。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 11 年 6 月 29 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

1 この改正は、平成 14 年 3 月 27 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

静岡県外に在住する者からの手話通訳派遣依頼に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱第7条第2号に基づき、静岡県外に在住するもの（以下「県外在住者」）からの手話通訳派遣依頼に関する事務について、必要な事項を定める。

(目的)

第2 この事業は、住所を有する都道府県又は市町村から、手話通訳者の派遣を受けられない県外在住者に対して、静岡県内において、自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱に基づき、手話通訳者を派遣し、もって聴覚障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(派遣の条件)

第3 室長は、住所を有する都道府県又は市町村から、手話通訳者の派遣を受けられず、かつ次に掲げる場合において、静岡県外に在住する者又は静岡県外に在住する者とコミュニケーションを図る必要のある者（以下「事業対象者」という。）が手話通訳を必要とすると認めるときに、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱第7条第2号に定める障害福祉室長が特に必要と認める場合に該当するものとして、手話通訳者を派遣する。

- (1) 生命及び健康の維持増進に関する場合（病院の受診、保健所での健康診断等）
- (2) 財産・労働等権利義務に関する場合（労使交渉、就職面接等）
- (3) 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関と連絡調整を図る場合（公官署における各種申請、子供の参観会や親子面談等）
- (4) 社会参加を促進する学習活動等に関する場合
- (5) 冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関する場合（冠婚葬祭、自治会活動、相続協議等）
- (6) 1号から5号以外のものであって、その行為に社会的一般性が認められ、聴覚障害者の権利保障の観点から必要と認められるもの（動産の購入契約等）

(公費派遣の確認)

第4 事業対象者から手話通訳者の派遣申請があった場合には、県外在住者の居住市町村及び都道府県に手話通訳者の公費派遣の可否について確認し、派遣を受けられない場合について、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱第7条第2号の規定を適用する。

(派遣の手続)

第5 事業対象者からの手話通訳者の派遣申請があった場合には、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱の規定によりその手続を行なう。

(申請受付窓口)

第6 事業対象者からの申請に係る相談、申請受付等については、聴覚障害者情報センターにおいて行なう。

附 則

この要領は、平成19年2月16日から施行する。

群馬県コミュニケーション支援事業運営連絡会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、群馬県コミュニケーション支援事業運営連絡会という。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を群馬県健康福祉局障害政策課（前橋市大手町1-1-1）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、障害者自立支援法による市町村地域生活支援事業である手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業等の聴覚障害者向けのコミュニケーション支援事業の県内における同事業のあり方や実施方法等について、実施主体である市町村や関係機関が意見交換を行い、もって、県内市町村におけるコミュニケーション支援事業の適切な実施を図ることを目的とする。

(所管事務)

第4条 本会は、次の事務を所管する。

- (1) コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者養成・研修事業を含む）の実施方法等についての検討
- (2) 市町村担当者向け研修会（コミュニケーション支援事業）の実施
- (3) その他、前条の目的のために必要な事項

(部会)

第5条 本会は、次の事務について検討するための部会を設置することができる。

- (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
 - (2) 手話通訳者・要約筆記者養成・研修事業（認定試験含む）
 - (3) 市町村担当者向け研修会（コミュニケーション支援事業）
 - (4) その他必要な事務
- 2 部会で検討した事項については、本会に報告するものとする。

(構成員)

第6条 本会は、次の機関により組織する。

- (1) 県関係機関（障害政策課、心身障害者福祉センター、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ）
- (2) 市町村
- (3) 群馬県聴覚障害者団体連合会等関係団体
- (4) その他、本会が必要と認める機関

(運営連絡会の開催)

第7条 本会は、必要に応じ、事務局が招集する。

- 2 構成員は、事務局から招集があった場合には、運営連絡会に出席する。なお、市町村については、各保健福祉圏域毎に構成市町村から推薦を受けた代表市町村が出席するものとし、推薦は、原則として各年度毎に行うこととする。

(代表市町村の報告)

第8条 代表市町村は、後日、推薦を受けた構成市町村に対して、会議内容を報告する。

この要綱は、平成18年12月15日から施行する。

視覚障害者代筆・代読ヘルパー事業要領（案）

平成 20 年 1 月 11 日要領案作成

平成 20 年 4 月 1 日試行事業施行

1 制度の趣旨

視覚的な情報を制限されている障害者に対し、所定の研修を受けた代筆・代読ヘルパーを居宅に派遣し、障害者への情報保障をすることを目的とする。

2 対象者

平成 20 年度においては、試行事業であるため、暫定的に視覚障害者で我孫子市障害者等在宅生活支援事業のガイドヘルパーの決定を受けている者とする。

3 派遣の内容

障害者の居宅において行う、次の内容とする。

- ① 公的機関（又はそれに順ずる機関）からの郵送物や資料等の代読。
- ② 生活上必要不可欠な説明書等の代読。
- ③ 公的機関（又はそれに順ずる機関）への申請等に対する代筆。
- ④ その他、上記作業に対して障害者が情報をストックするために必要な支援。
・資料の整理・テープや録音機器への情報吹き込み・代筆作業確認

4 申請及び決定

我孫子市障害者等在宅生活支援事業利用申請書（様式第 1 号（第 26 条第 1 項関係））に基づく申請後、ガイドヘルパー派遣事業の年間予備時間に代筆・代読ヘルパーの決定時間を上乗せする。また、作業内容から 1 回あたり、1 時間 30 分までを上限とする。

5 ヘルパーの依頼方法等

我孫子市の認定資格所持者を有する地域生活支援事業者（市の委託事業者）へ依頼する。

6 報酬単価

事業者への報酬単価は、ガイドヘルパーの身体介護無の単価と同様、30 分あたり 750 円とする。ただし、作業内容から短時間で終了することを鑑み、1 時間以内の作業時間は、1 時間あたりの単価を適用する。1 時間を超える場合は 30 分あたりの単価を適用する。

7 利用料

利用料は、障害者本人及び配偶者の市民税によって 1 時間あたり 0 円から 150 円まで徴収する。ただし、上限月額（0 円から最高 1 万円）を超える額は徴収しない。

8 研修及び認定資格

市で開催する研修を受講された事業所に、認定資格を発行する。

9 事業開始

平成 20 年 4 月 1 日から

ヘルパー研修企画提案書

事業内容	居宅介護従事者研修（代筆・代読ヘルパー研修会）
開催日	平成20年3月8日(土)午前8：45～午後3：15
開催場所	我孫子市立あらき園（我孫子市新木1637）
参加対象者	居宅介護従事者
参加者	約50名（会場の定員は100名）
参加費	無料
企画の趣旨	視覚的な情報を制限されている障害者に対し、日常生活上必要不可欠な情報を支援するために、代筆・代読ヘルパーを居宅に派遣する事業を平成20年度から試行的に行うため、研修を行う。
タイムテーブル	<p>8：30 受け付け</p> <p>8：45 開会あいさつ及び趣旨説明</p> <p>9：00 消費トラブルと契約について</p> <p>10：45 質疑応答</p> <p>11：00 視覚障害者の生活について</p> <p>12：00 休憩</p> <p>12：30 視覚障害者への福祉サービスについて</p> <p>1：00 個人情報の保護について</p> <p>2：45 質疑応答</p> <p>3：00 代筆代読ヘルパーに関する質疑応答</p> <p>3：15 閉会</p>
主催	我孫子市・我孫子市居宅介護事業所連絡会
担当部署・者	我孫子市役所保健福祉部生活支援課 菊地 270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地 04-7185-1111（内線384）

小規模作業所の新体系等への移行状況調査

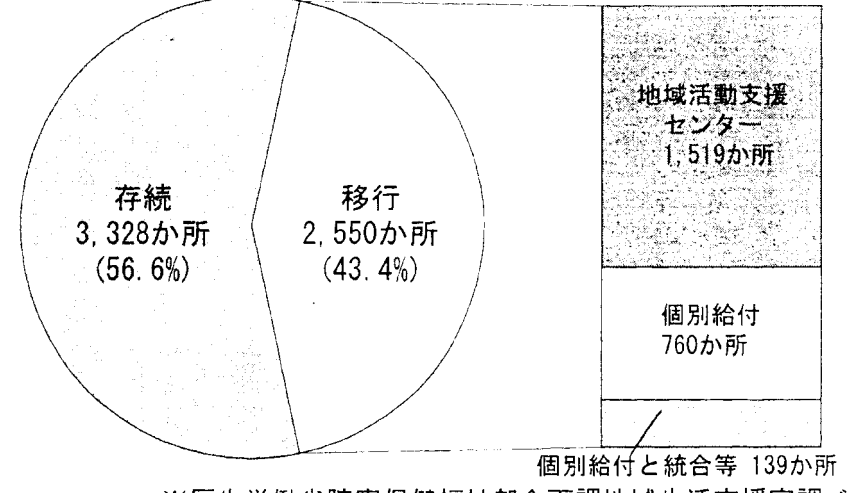
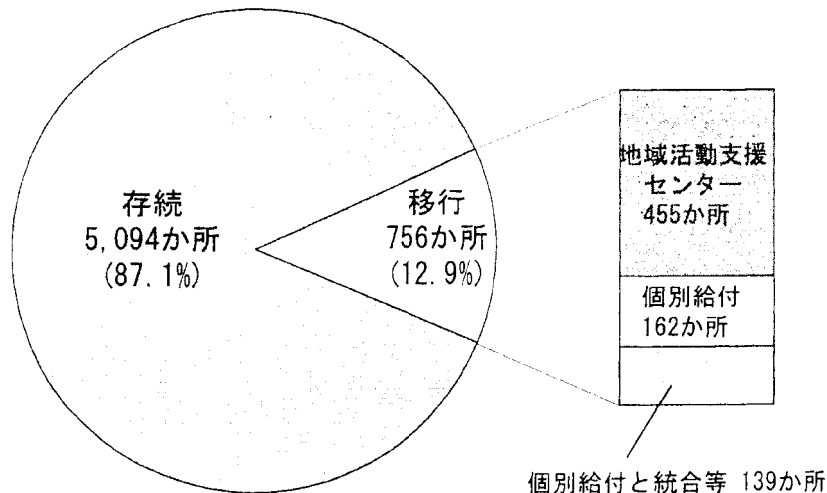
○ 平成18年4月以降の新体系等への移行状況調査を実施した結果、平成19年10月時点では43.4%の小規模作業所が新体系等へ移行している。

平成18年10月時点			平成19年4月時点		平成19年10月時点	
移行状況	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
移行	756か所	12.9%	2,405か所	40.9%	2,550か所	43.4%
地域活動支援センター	455か所	7.8%	1,468か所	25.0%	1,519か所	25.8%
個別給付事業	162か所	2.8%	671か所	11.4%	760か所	12.9%
個別給付事業との統合等	139か所	2.4%	266か所	4.5%	271か所	4.6%
小規模作業所のまま存続	5,094か所	87.1%	3,473か所	59.1%	3,328か所	56.6%
合計	5,850か所	100.0%	5,878か所	100.0%	5,878か所	100.0%
廃止	28か所	—	34か所	—	9か所	—

平成18年
4月時点
小規模作業所
5,723か所

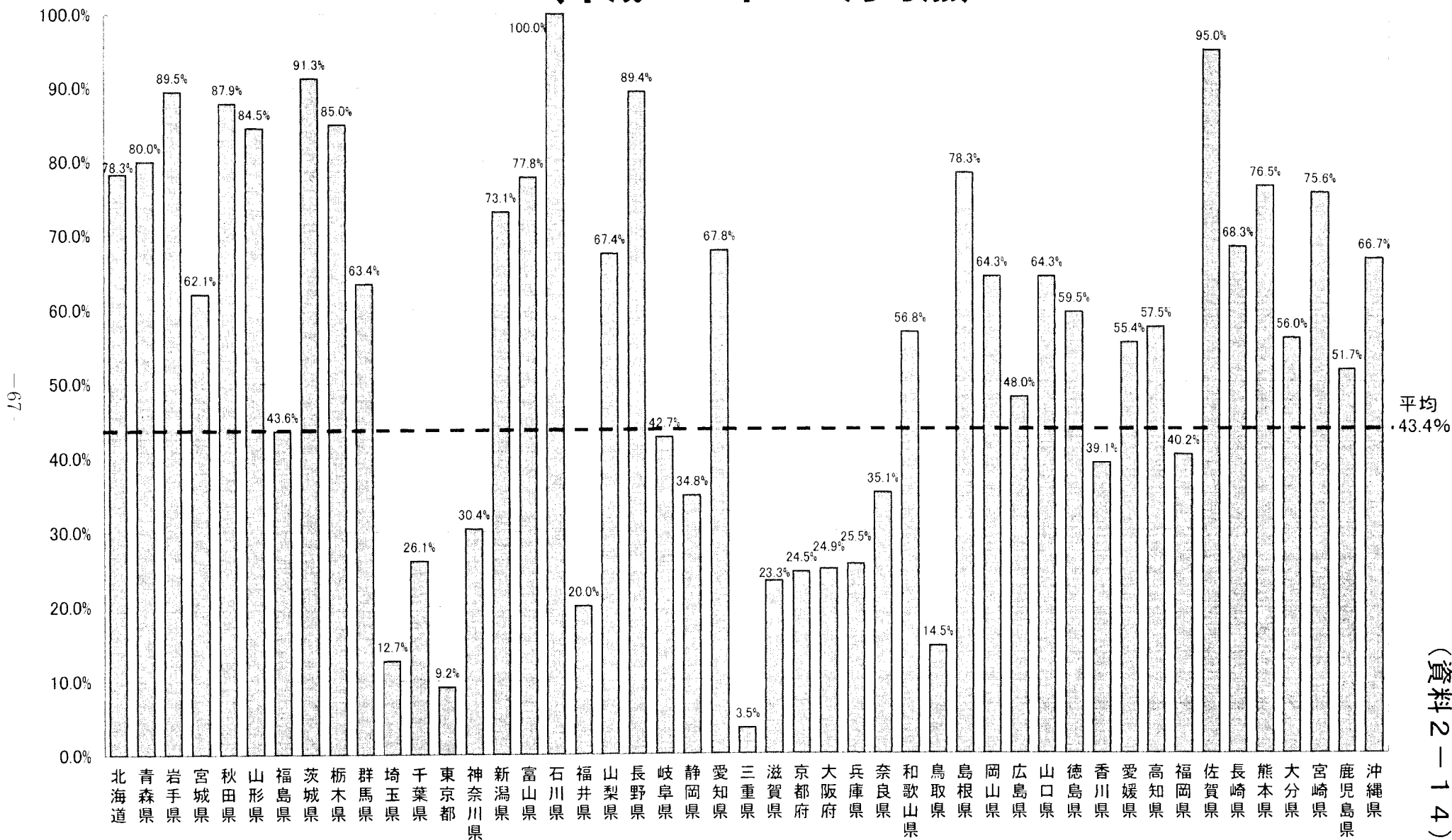
平成18年10月時点

平成19年10月時点



※厚生労働省障害保健福祉部企画課地域生活支援室調べ

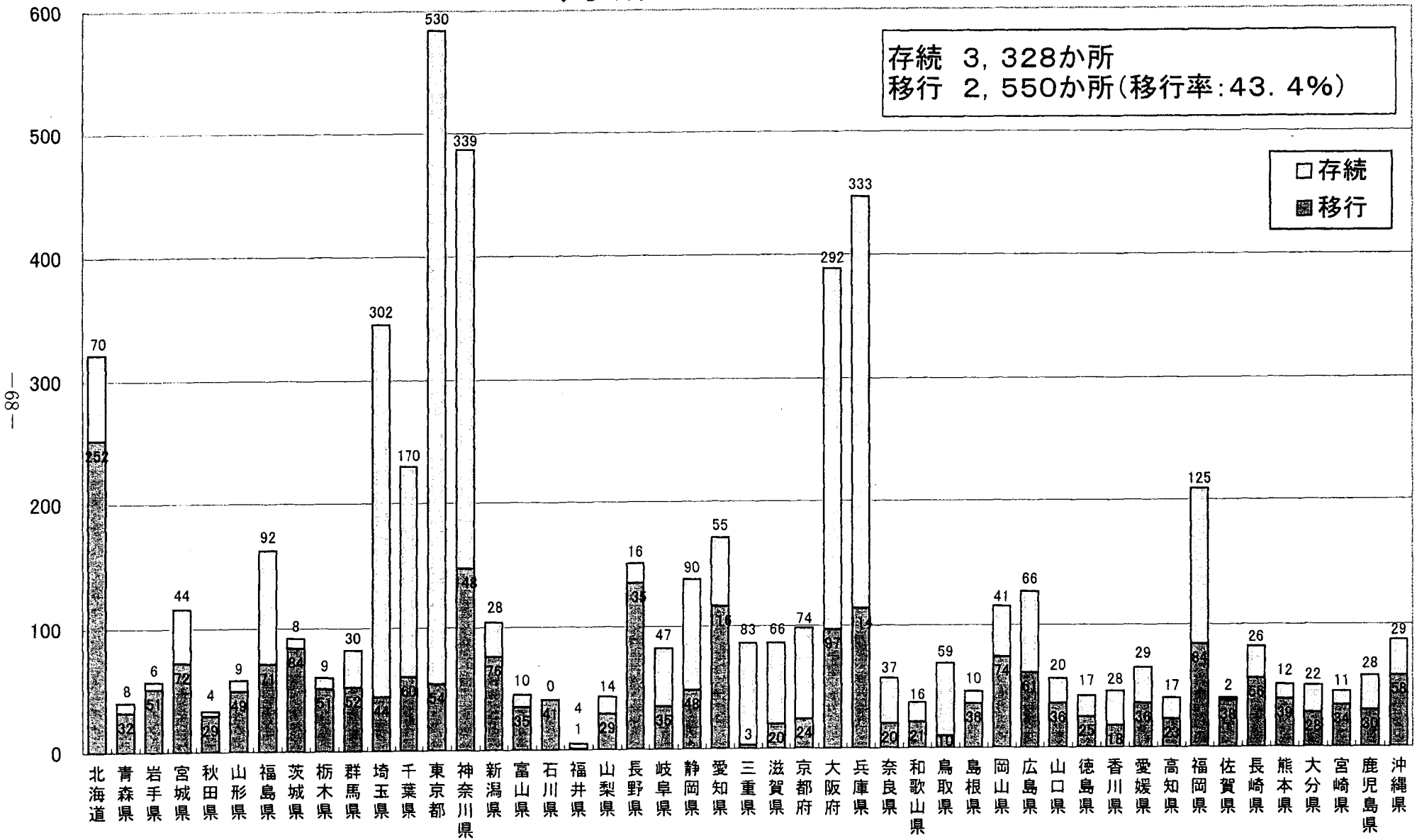
小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別：移行率】 (平成19年10月時点)



(資料 2-14)

※厚生労働省障害保健福祉部企画課地域生活支援室調べ

小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別：移行か所数】 (平成19年10月時点)



(資料2-15)

※厚生労働省障害保健福祉部企画課地域生活支援室調べ

平成19年度 移行等支援事業について



北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

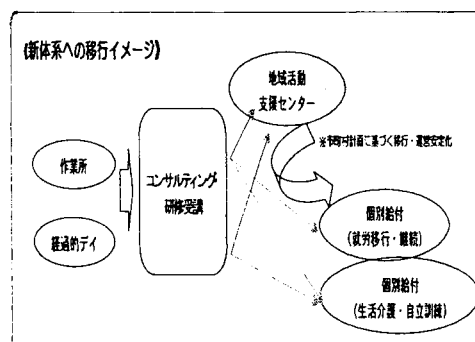
事業の概要

● 事業の目的

新たなサービスへ移行できていない小規模作業所等が就労移行支援事業等の個別給付事業や地域活動支援センターなどの新体系サービスへ円滑に移行できるよう、コンサルタントの派遣や研修会を開催し、移行のための体制づくりを支援する。

● 事業の実施主体

北海道（北海道社会福祉協議会へ委託）



● 事業内容

① 移行推進研修会

小規模作業所等の経営者を対象に経理事務、法人格の取得等の実務についての研修会を開催する。

② 移行推進コンサルタント派遣事業

小規模作業所等における新体系移行に伴う個別の問題点等に対し、小規模作業所等に専門的知識を有するコンサルタントによる事前診断及び現地への派遣を行い、移行のための体制づくり、事業内容の充実等、新体系に円滑に移行できるよう助言指導を行う。

● 事業実施のスケジュール

年月	19年 10月	11月	12月	20年 1月	2月	3月
日程	研修受付・実施 →		コンサルティング 受付 →	コンサルティング 実施 →	コンサルティング 実施結果通知・報告 →	

対象となる事業所について

- ① 新体系※への移行計画を有する次の事業所
 - ・ 小規模作業所（政令市（札幌市・旭川市・函館市）事業）
 - ・ 旧障害者デイサービス事業所
（H18地域生活支援事業における経過的デイサービス事業実施事業所）
 - ・ 地域活動支援センターⅣ・Ⅴ型（道事業）

※ 新体系とは地域活動支援センターⅠ～Ⅲ型（基礎事業のみも含む）及び就労移行支援事業等の個別給付事業を指す。
- ② 個別給付事業への移行計画を有する次の事業所
 - ・ 地域活動支援センターⅠ～Ⅲ型
 - ・ 札幌市地域活動支援センター
- ③ 優先順位
新たなサービスへの移行計画を作成した小規模作業所等を優先して実施する。また、新体系の制度である地域活動支援センターについても、より安定した事業運営が図られるよう、市町村計画に沿った個別給付への移行を促進する。

移行推進研修会の実施状況について

1回目	10/19（金）～10/22（月）	帯広市		
	参加事業所	8箇所	参加人数	23名
2回目	11/ 2（金）～11/ 5（月）	札幌市		
	参加事業所	14箇所	参加人数	18名
3回目	11/16（金）～11/19（月）	旭川市		
	参加事業所	18箇所	参加人数	21名
4回目	12/ 1（土）～12/ 4（火）	札幌市		
	参加事業所	25箇所	参加人数	31名